善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)…域の指定解除(二件)…………(環境局環境改一土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

…………(環境局環境改善部化学物質対策課

 $\overset{\smile}{:}$

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……

………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)…

൛൮

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

рu

日刊 (日曜日、 土曜日、休日休刊



東京都

定有害物質の種類 の化合物 水銀及びその化合物並びに鉛及びそ

講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

目

次

発 行 九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特 土壤汚染対策法施行規則 丁目地内 指定を解除する区域

東京都知事

小

池

百 合子

別図のとおり

(世田谷区上用賀

(平成十四年環境省令第二十

 \triangleright

●東京都告示第七百四十一号

告

示

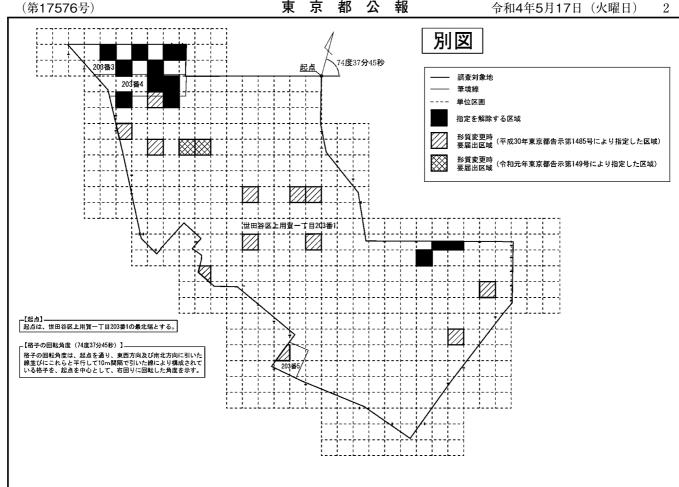
第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千四百八十 五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、 同

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

次のとおり告示する。 条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により

令和四年五月十七日

1



●東京都告示第七百四十二

により指定した区域の全部の指定を解除するので、 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一 一項の規定により、 令和三年東京都告示第九百八十七号 同条第

令和四年五月十七日

のとおり告示する。

三項において準用する同法第六条第二項の規定により、

次

指定を解除する区域 東京都知事 別図のとおり 小 池 (足立区新田 百 合 子 亍

目地内)

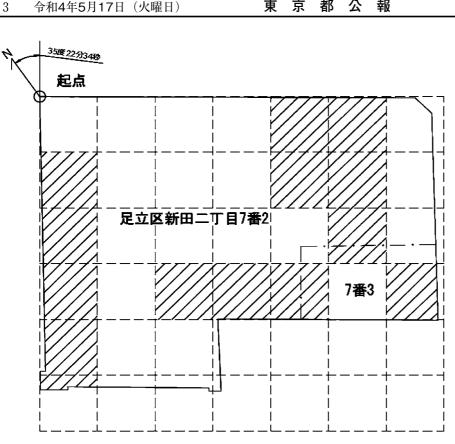
の化合物、 化合物、シアン化合物、 に適合していなかった特定有害物質の種類 九号。以下「規則」という。) 土壤汚染対策法施行規則 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化 水銀及びその化合物、 (平成十四年環境省令第1 第三十一条第一 六価クロ 項の基準 鉛及びそ A

定有害物質の種類 規則第三十 鉛及びその化合物 一項の基準に適合していなかった特

条第一

講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

兀



別図

【起点】

起点は、足立区新田二丁目7番2の最北端とする。

【凡例】 數地境界

指定を解除する区域

単位区画

一・一 筆境界

【格子の回転角度(35度22分34秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北 方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で 引いた線により構成されている格子を、起点を中心 として、右回りに回転させた角度を示す。

丁目地内

指定を解除する区域 東京都知事 別図のとおり 小 池 鷹市下連雀 百 合

子

定有害物質の種類 に適合していなかった特定有害物質の種類 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一 土壤汚染対策法施行規則 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物 シアン化合物並びに鉛及びその化合 (平成十四年環境省令第1 シアン化合 項の基準

兀

講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

令和四年五月十七日

のとおり告示する。

項において準用する同法第六条第二項の規定により、

より指定した区域の全部の指定を解除するので、

同条第

次

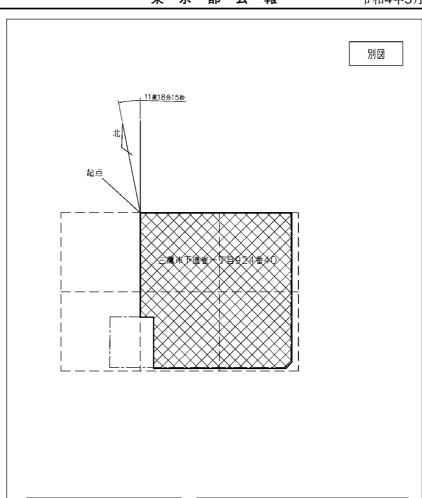
一項の規定により、

令和四年東京都告示第二百七十

第十

●東京都告示第七百四十三号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)



【起点】

起点は、三鷹市下連雀一丁目924番40の最北端とする。

【格子の回転角度(11度18分15秒)】 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に 引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により 構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転 させた角度を示す。

単位区画 筆境界 指定を解除する区域

イング五階

敷地境界

【凡例】

百四十三号)

第二十二条の三の規定により、

次のとおり公

ったので、

条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ

同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)

第四十九

について

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出

公

告

法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第一

東京都知事

小

池

百

合

子

令和四年五月十七日

代表者の氏名

認定NPO法人いきいきねっと

榎本 信哉

主たる事務所の所在地

中央区日本橋茅場町一丁目十三番十三号

七宝ビルデ

三

ついて **大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に**

条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年五月十七日

意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

小 池 百 合 子

東京都知事

5	令和4年5月17日	(火曜日)	東	京	都	公	報	ł					(\$	第17	576	号)
						t	ŝ	六	五	ウ	イ	ア	四	三	二	_
						紛賢	Ě	縦	縦				意見	設置	店鋪	店舗名
						縦 覧 時 間	<u>.</u> 計	縦覧期間	縦覧場所	収受日	概要	聴取者	کان	設置者名	店舗所在地	名
						į.			//1	Н		П		ъ	地	
						た年	: Íj ,	る例ま令休(で和	(東 新京	令 和	意見	板橋		籏保	板橋	仮
						し、対	L F	日平。四を成た年	宿都区	令和四年五月二日	意見なし	板橋区長		籏保全株式会社	板橋区南町二十一番一ほか	(仮称) 板橋区南町計画
						正三午十	-	除元だ五	西業新労	五月				式会	町二	板橋
						からか	j-	。東 、十 京 東 七	宿働二局	二日				社	+	区南
						午後午	2	都 京 日 条 都 か	丁商 目工						番一	町 計
						一後時匹	É I	例 の ら 第 休 同	八部番地						ほか	画
						まで三	F	十日年	一域号産							
						を分除分	<u>}</u>	関月にする	業振							
						ただし、正午から午後一時までを除く。午前九時三十分から午後匹時三十分まで。	* · · ·	る休日を除く。例(平成元年東京都条例第十号)に定め例(平成元年東京都条例第十号)に定めまで。ただし、東京都の休日に関する条まで。ただし、東京都の休日に関する条	(新宿区西新宿二丁目八番一号) 東京都産業労働局商工部地域産業振興課							

_	(第17576号)	東	京	都	公	報	令和4年5月17日	(火曜日)	6
 発 行									
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 解163									
**									
○新									
三宿									
五 量									
三 新 京 📗									
<u> </u>									
- 目									
一 八 一 番									
(t) = 1/2									
ン 万 郁									
郵便番写 [63−8001									
定 価									
一 本									
箇号									
郵									
医 八									
を 六 □									
电界 勝									
~ 都 美 ┃									
三章 印									
三百二									
(解送科を含む。)□ 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 解113一つ箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優元を号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号1011									
兰									
〇三									
代艺士									
ンク 11 ┃									
即使留写 13-0001									
FSC ミックス 版 FSC* C006270									
ミックス									
FSC* C006270									